

九都県市一斉

# 5月は自転車マナーアップ強化月間です



5月は、自転車活用推進法により自転車月間とされています。

自転車月間にあわせ、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で構成される首都圏自転車安全利用対策協議会では、5月1日（月）から31日（水）までの期間を「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」としています。

横浜市では、4月から努力義務となった、自転車乗車用ヘルメットの着用をはじめとする、ルール・マナーの啓発に取り組みます。

## 「思いやり SHARE THE ROAD 運動」のPR、 自転車交通安全啓発活動を実施します！

オリジナルTシャツ



### 1 日程・場所

令和5年5月13日（土）@横浜赤レンガ倉庫

### 2 イベント内容

#### (1) 「思いやり SHARE THE ROAD 運動」周知・啓発パレード（12:00 ~ 12:50）

同日に開催される「ワールドトライアスロンシリーズ（2023／横浜）」のコースの一部で行う交通安全パレードで、思いやり SHARE THE ROAD 運動をPRします。

また、5月14日（日）にレースに参加される方の中からパレード参加者を募り、オリジナルTシャツを着用いただき、コースを歩きます。



#### 思いやり SHARE THE ROAD 運動とは？

自転車とクルマが互いに思いやりを持って車道を共有する意識（SHARE THE ROAD）を、自転車・クルマの運転者双方に啓発する運動です。

◀令和元年のパレードの様子

#### (2) 交通安全イベントの実施（10:00 ~ 16:00）

「ヨコハマサイクルスタイル 2023」にてブースを出展し、自転車の交通ルールが学べるクイズや自転車の安全利用に向けた啓発物品の配布など、大人も子どもも楽しめるイベントを実施します。



▲令和3年のヨコハマサイクルスタイルブース出展の様子

九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間  
2023 5.1(月)~31(水)

# 自転車も のれば車の なかまいり

自転車に乗る時は  
ヘルメット着用！

自転車に乗る前に  
自転車の点検整備  
をしましょう！

自転車保険等への  
加入も忘れずに  
※自転車保険の加入が義務化されています

自転車安全利用  
五則

車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先

交差点では信号と一時停止を  
守って、安全確認

夜間はライトを点灯

飲酒運転は禁止

ヘルメットを着用

大人も  
子供も

首都圏自転車安全利用対策協議会 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

▼ポスターのPDF データは、横浜市ウェブサイトよりダウンロードいただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/anzaen/kotsuanzenundou.html>

## 自転車月間はなぜ5月？

旧自転車法（自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律）が昭和56年5月に施行されたことを記念して、5月が「自転車月間」となり、平成10年からは5月5日が「自転車の日」となりました。

その後、自転車活用推進法が平成29年5月に施行され、同法第14条において、5月5日が「自転車の日」、5月が「自転車月間」と正式に法律で定められました。

## 自転車のヘルメットはかぶらないといけないの？

### <注目!!>

令和5年4月1日から改正道路交通法が施行され、年齢を問わず**全ての自転車利用者**について**乗車用ヘルメットの着用が努力義務**となりました。

警察庁によると、平成30年から令和4年の5年間に自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方の**約6割**が頭部に致命傷を負っています。またヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方の**約2.1倍**となっています。ヘルメットは頭部の保護に大変重要な役割を果たしますので、自転車に乗る方はヘルメットを着用しましょう。

## お問合せ先

道路局交通安全・自転車政策課担当課長 高橋 寛大 Tel 045-671-2294

## 九都県市同時発表

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市